第三十七条の十五中「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改め、「の取りやめ」を削る。

第三十七条の十七中「個別帰属額等の届出の添付書類」を「連結子法人の個別帰属額等の届出」に改め、同条第五号中「合併」を「組織再編成（合併」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「組織再編成」という」を「現物分配」という。）をいう。次号において同じ」に改め、同条第六号中「、負債」を「若しくは負債」に改め、「又は当該組織再編成」の下に「（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）」を加える。

第三十八条の見出しを削り、同条中「第八十一条の三十一第四項」を「第八十一条の三十一第六項」に、「第八十条第五項（欠損金繰戻しの還付請求書の提出」を「第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付」に、「欠損金繰戻しの還付請求書の記載事項」を「還付」に、「第八十一条の三十一第三項」を「第八十一条の三十一第四項」と、「第八十条第五項」とあるのは「第八十一条の三十一第五項」に改める。

第五十九条第二項中「の期間を加えた月数」を「を加えた月数」に改める。

第六十条の十四中「及び第二項」を「、第二項及び第三項」に、「書類」を「書類等」に改める。

第六十一条の二第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　法第百四十四条の十三第十一項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定により還付の請求をする法人税の額

五　法第百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定により還付の請求をする法人税の額

第六十一条の二第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第百四十四条の十三第十一項において準用する同条第二項及び第五項の規定により還付の請求をする法人税の額

第六十一条の四第一項第四号中「及び第九項」を「、第九項及び第十一項」に改め、同項第五号及び同条第二項第四号中「及び第十項」を「、第十項及び第十一項」に改める。

第六十一条の五第一号ニ中「合併」を「組織再編成（合併」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「次号」を「次号ホ」に、「組織再編成」という」を「現物分配」という。）をいう。ホ及び次号において同じ」に改め、同号ホ及び同条第二号ホ中「被現物分配法人」の下に「その他の株主等」を加え、「、負債」を「若しくは負債」に改め、「又は当該組織再編成」の下に「（現物分配を除く。）」を加え、「、現物出資法人若しくは現物分配法人」を「若しくは現物出資法人」に改める。

第六十一条の八の見出しを削り、同条中「第百四十四条の十三第十一項」を「第百四十四条の十三第十二項」に改め、同条第一号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　法第百四十四条の十三第十一項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する災害のあつた日及び当該災害の詳細

第六十一条の八第二号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　法第百四十四条の十三第十一項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する災害のあつた日及び当該災害の詳細

第六十三条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十四条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第六十五条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項第三号を削る。

別表一㈠の記載要領第一号中「第8号」を「第9号」に改め、同第九号を同第十号とし、同第八号を同第九号とし、同第七号中「第80条第6項」を「第80条第7項」に改め、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「所得税額等の還付金額」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、法第78条(16)の(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額(45)」(別表六(一)「13」)の金額、「控除しきれなかつた金額(45)」の金額又は別表七(一)「12の③」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。(43)－(44)

別表一㈡の記載要領第六号中「第80条第6項」を「第80条第7項」に改める。

別表一㈢の記載要領第六号中「第80条第6項」を「第80条第7項」に改め、同号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　「所得税額等の還付金額」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、法第78条(40)の(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額(14)」(別表六(一)「13」)の金額、「控除しきれなかつた金額(38)－(39)」の金額又は別表七(一)「12の③」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。(36)

別表一の二㈠の記載要領第九号を同第十号とし、同第八号を同第九号とし、同第七号中「第81条の31第4項」を「第81条の31第6項」に、「第80条第6項」を「第80条第7項」に改め、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「所得税額等の還付金額」の欄は、仮決算による連結中間申告をする場合において、法第81条の29(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額(45)」(別表六の二(一)「13」)の金額、「控除しきれなかつた金額(43)－(44)」の金額又は各連結法人の別表七(一)「12の③」の金額の合計額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。(41)

別表一の二㈡の記載要領第七号中「第81条の31第4項」を「第81条の31第6項」に、「第80条第6項」を「第80条第7項」に改め、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「所得税額等の還付金額」の欄は、仮決算による連結中間申告をする場合において、法第81条の29(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額(40)」(別表六の二(一)「13」)の金額、「控除しきれなかつた金額(38)－(39)」の金額又は各連結法人の別表七(一)「12の③」の金額の合計額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。(36)

別表一の三の記載要領第一号中「第3号」の次に「及び第9号」を加え、同第九号中「第144条の13第12項」を「第144条の13第13項」に、「第80条第6項」を「第80条第7項」に改め、同号を同第十号とし、同第八号の次に次の一号を加える。